訂正に係る政治資金監査報告書記載例

（１）支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出についてすべて確認できる場合

場合

訂正に係る政治資金監査報告書

令和×年×月×日

　　　（※１）

○○○○（国会議員関係政治団体名）

代表　○○　○○　殿

登録政治資金監査人　○○　○○　登録番号　第　××××　号　　　　研修修了年月日　×年×月×日

○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る政治資金規正法第１２条第１項に規定する報告書（※２）に係る下記（※３）の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|  |  |  |

※１　訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。

※２　政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第１７条第１項に規定する報告書」とすること。

※３　「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

（２）支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、

会計帳簿に記載不備がある場合

訂正に係る政治資金監査報告書

令和×年×月×日

　　　（※１）

○○○○（国会議員関係政治団体名）

代表　○○　○○　殿

登録政治資金監査人　○○　○○　登録番号　第　××××　号　　　　研修修了年月日　×年×月×日

○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る政治資金規正法第１２条第１項に規定する報告書（※２）に係る下記（※３）の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、当該訂正に係る支出について、会計帳簿には、○○（※４）の記載不備が一部に見られたものの、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|  |  |  |

※１　訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。

※２　政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第１７条第１項に規定する報告書」とすること。

※３　「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

※４　支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

（３）支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、

領収書等の徴取漏れ又は亡失等がある場合

訂正に係る政治資金監査報告書

令和×年×月×日

　　　（※１）

○○○○（国会議員関係政治団体名）

代表　○○　○○　殿

登録政治資金監査人　○○　○○　登録番号　第　××××　号　　　　研修修了年月日　×年×月×日

○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る政治資金規正法第１２条第１項に規定する報告書（※２）に係る下記（※３）の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、（別記）を除き、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|  |  |  |

（別記）（※４）

（１）別添の「領収書等亡失等一覧表」（※５）

（２）支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）

（３）○○○○（国会議員関係政治団体）に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

　　（××月××日・××費・××××円）

　　・　領収書等のあて名に記載されていた名称

　　　　○○○○○○

※１　訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。

※２　政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第１７条第１項に規定する報告書」とすること。

※３　「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

※４　（２）及び（３）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

※５　訂正に係る支出について、領収書等の徴取漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったものがある場合、これらの支出の一覧表（「領収書等亡失等一覧表」）の提出を会計責任者に求め、訂正に係る政治資金監査報告書に添付すること。